

草加市障がいのある人のコミュニケーション条例(素案)の概要

(1) 制定の背景

- 障がいの程度や状態、生活状況等によって、一人ひとり必要とされる配慮やコミュニケーション手段が異なる。
- 情報取得やコミュニケーションに不安を感じている障がいのある方がいる。
- 障がいやコミュニケーション手段が理解されておらず、利用の機会の確保が図れていないことが要因にある。

(2) 目的

この条例は、障がいのある人が障がいの特性に応じた手段により情報を取得し、及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備に関し、基本理念を定めるとともに、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、障がいの有無によって分け隔てられることなく相互に理解し合い、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会を実現することを目的とする。

(3) 基本理念

障がいのある人が障がいの特性に応じた手段により情報を取得し、及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備は、障がいのある人のコミュニケーションを行う権利を尊重し、障がいのある人とない人が一人ひとりの思いを大切に、相互に人格及び個性を尊重して様々な活動を行うことを基本として行わなければならない。

(4) 役割(責務)

市

- 障がいのある人が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるようなものの除去について必要かつ合理的配慮の提供。
- 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の理解促進及びそれを利用しやすい環境の整備。

コミュニケーション支援者

- 市が推進する施策に協力し、市民及び事業者に対して障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の理解促進に努める。

市民

- 基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力するよう努める。

事業者

- 基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力するよう努める。
- 障がいのある人に対する合理的配慮の提供に努める。
- 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備に努める。

(5) 施策の推進

- 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の理解促進に関すること。
- 障がいの特性に応じた手段により情報を取得し、及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備に関すること。
- コミュニケーション支援者の養成及び確保に関すること。

(6) 財政上の措置

- 施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

(7) 用語の解説

- 障がいのある人
聴覚、視覚、音声言語（失語症を含む。）、知的、精神（発達障がいを含む。）、その他の心身の機能に障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。
- コミュニケーション
相互に意思を伝え合い、感情を分かり合うことをいい、障がいのある人による情報の発信及び取得等もこれを含む。
- コミュニケーション手段
口話、手話、要約筆記、点字、音訳、代筆、代読、平易な表現その他障がいのある人が日常生活又は社会生活において必要とする意思の伝達手段をいう。
- コミュニケーション支援者
手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者（朗読者を含む。）、ガイドヘルパーその他障がいのある人のコミュニケーションを支援又は補助する者をいう。
- 社会的障壁
障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念等をいう。
- 合理的配慮
社会的障壁を取り除くことが必要とされる場合で、その実施に伴う負担が過重でないときに行われる適切な調整及び変更をいう。